

市民後見人No.53

(旧「市民後見人・品川」会報、通巻No.61)

発行／特定非営利活動法人 市民後見人の会

〒140-0003 東京都品川区八潮 5-9-11 区民活動交流施設「こみゆにていぶらざ八潮」協働推進室内

TEL : 03-5492-7448 (通話専用です／当面、月・火・木曜日の10-16時の間対応します)

FAX : 03-5492-7458 (ファックス専用です／24時間対応できます)

MAIL : info@shimin-kouken.net ホームページ : <http://www.shimin-kouken.net/>

■受任数 14 件に!!■

東京家庭裁判所はこのほど、当会を品川区内の高齢者住宅に暮らす81歳の女性(現在は区外の施設にミドルステイ中)の成年後見人に選任しました。

当会の累計受任数はこれで14件(内3件の被後見人は死去)になりました。区は積極的に法定後見を進めており、今後も、区社会福祉協議会を中心に当会などの法人や個人による市民後見人の活動が期待されています。

後見業務担当者は、毎月第3土曜日の勉強会への出席や協議会の支援員としての実習活動をこなさなければなりません。また、後見業務は試行錯誤の連続です。が、被後見人との触れ合いの中で後見人にとって得られるものも多く、会員の積極的な参加が望まれます。希望者は、事務局・古賀へご連絡ください。

■平成24年度総会終了■

6月3日(日)、当会事務所のある「こみゆにていぶらざ八潮」で開催され、23年度事業報告・決算議案、24年度事業計画・予算議案と任期満了による役員選出議案が原案通り可決されました。

新役員は、以下の通りです。

理事▽和久井良一(理事長)▽曾根清次▽古賀忠壹(事務局長)▽松本貞子=以上再任▽大岡朋子▽朝倉鈴子▽國枝園子▽中越勝=以上新任 * 退任=吉野充巨

監事▽北雷次=再任

■理事会に課せられた課題■

これまでの理事会は5人体制で運営してきました。しかし、会活動が活発化してきたため3人増員しました。活発化とともに抱えている課題もまた山積しています。課題克服のための増員です。

第一に、主要事業の後見業務について、質の向上と量の拡大を図らなければなりません。

第二に、事務局体制を強化しなければなりません。

また、市民後見人養成講座運営の安定化や成年後見制度の普及を目指したビデオ上映会の定期開催などが挙げられます。

さらには、地域に根差した活動を本格化させるために品川区内に19ある地域包括支援センター(在宅介護支援センター)ごとの活動を具体化させることです。本年度は、その第一歩として、当会事務所のある八潮地区をモデル地区として選び、この地を名実ともに「認知症になっても安心して過ごせる地域」にしていくことを目標に掲げます。理事会は、それらの課題を着実にこなしていかなければなりません。そのためには、会員各位のご協力が何より必要です。どうかよろしくお願いします。

(文責・古賀)